

伊健生こ第322-1号  
令和6年4月17日

児童発達支援事業所 管理者 様

伊丹市健康福祉部生活支援室こども福祉課長

### 児童発達支援事業における個別サポート加算（Ⅰ）の取り扱いについて

平素より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、令和6年度報酬改定により、児童発達支援事業において「個別サポート加算（Ⅰ）」の対象要件が見直されました。

また、国より受給者証の印字については、これまで同様「個別サポート加算（Ⅰ）」の印字とする旨の事務連絡が出ております。

つきましては、これに伴う対応を下記のとおりといたしますので、通知いたします。  
関係職員にご周知くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 児童発達支援事業における個別サポート加算（Ⅰ）の概要

重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、支援を行った場合に、1日につき所定単位を加算する。

#### 2. 見直し後の個別サポート加算（Ⅰ）の要件

下記のいずれかに該当する場合

ア 重症心身障がい児（主にイ及びウの両方に該当する児童）

イ 2級以上の身体障害者手帳を所持する児童 ※内部障害を含みます

ウ 最重度、重度と判定された療育手帳を所持する児童 ※兵庫県では療育手帳A

エ 1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する児童

#### 3. 加算対象者の確認方法

##### ①市の対応

現在、児童発達支援事業を利用している全児童の受給者証に「個別サポート加算（Ⅰ）」が印字されております。令和6年4月利用分に係る請求審査にあたり全児童について加算対象から外す処理を行います。

そのうえで、令和6年4月以降の新たな要件に該当する児童につきましては、新たな「個別サポート加算（I）」の決定サービスコードを設定し、国民健康保険団体連合会に送付いたします。

## ②事業所の対応

児童発達支援事業所は、「2. 見直し後の個別サポート加算（I）の要件」に記載された要件を満たす児童であるかどうかについて事業所においてご確認のうえ、令和6年4月利用分以降の報酬請求を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、対象児童かどうかご不明な場合は、別添の様式を【お問い合わせ先】のメールアドレスへ送付していただきましたら、該当の有無につきまして回答させていただきます。

※必ず件名に「【事業所名】見直し後の個別サポート加算（I）の要件確認について」と入れてください。

## 4. 個別サポート加算（I）の見直し後の受給者証の印字確認について

令和6年5月1日以降の日付を始期とする受給者証につきましては、今回の報酬改定の対象要件を反映した上で印字しておりますので、受給者証をご確認のうえ報酬請求を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

## 5. 留意事項

なお、主として重症心身障がい児を通わせる事業所において支援を受ける重症心身障がい児については加算を算定できません。

その他、本加算の詳細については、こども家庭庁告示等をご確認ください。

### 【お問い合わせ先】

伊丹市こども福祉課

障がい児支援グループ

伊丹市千僧1-1

電話：072-784-8127

Mail：[kodomofukushi@city.itami.lg.jp](mailto:kodomofukushi@city.itami.lg.jp)

担当：平賀・松尾・岡田